

記入例

第五十五号の五様式

(附則第二条の四関係)

令和4年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

提出日を記入

令和 4年 5月 30日 出雲崎町 殿	整理番号	
住所 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地	フリガナ	イズモ タロウ
	氏名	出雲 太郎
電話番号 0258-78-2290	個人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●
	生年月日	明・大 32・6・30 昭・平

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとする場合は、以下の欄に必要な事項を記載してください。

個人番号(マイナンバー)をご記入いただき、記載事項をご確認ください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合は、変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 4年 5月 8日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当するに該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください

確定申告及び住民税申告の提出が不要な方である場合はチェックしてください

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれるものをいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日以後の1年間にわたって、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受けようとする寄附金の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる寄附金の申告書の提出）を行う市町村が、ワンストップ特例申請で寄附をする市町村が年間5市町村以下である場合のみ

ワンストップ特例申請で寄附をする市町村が年間5市町村以下である場合のみチェックしてください

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数で5以下であると見込まれる者をいいます。

・申請を受け付けた場合は、申請を受け付けた旨をメールにてご連絡します。メールが送信できない場合は、受け付けた旨を郵送でご連絡します。

- ・申請書とともに必要となる書類
マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードの両面のコピー

・記載内容について、変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要になります。担当までご連絡ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

- マイナンバーが記載された住民票のコピー（又は通知カードのコピー※）
 ※令和2年5月25日以降に、氏名、住所等に変更が生じた場合、通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用することはできません。
運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳など※
 ※顔写真、氏名、生年月日、住所が確認できる面のコピーが必要です。転居、氏名変更等をしている場合は、それらの変更が確認できる面のコピーも必要です。